

文部科学省・スポーツ庁における 熱中症対策について



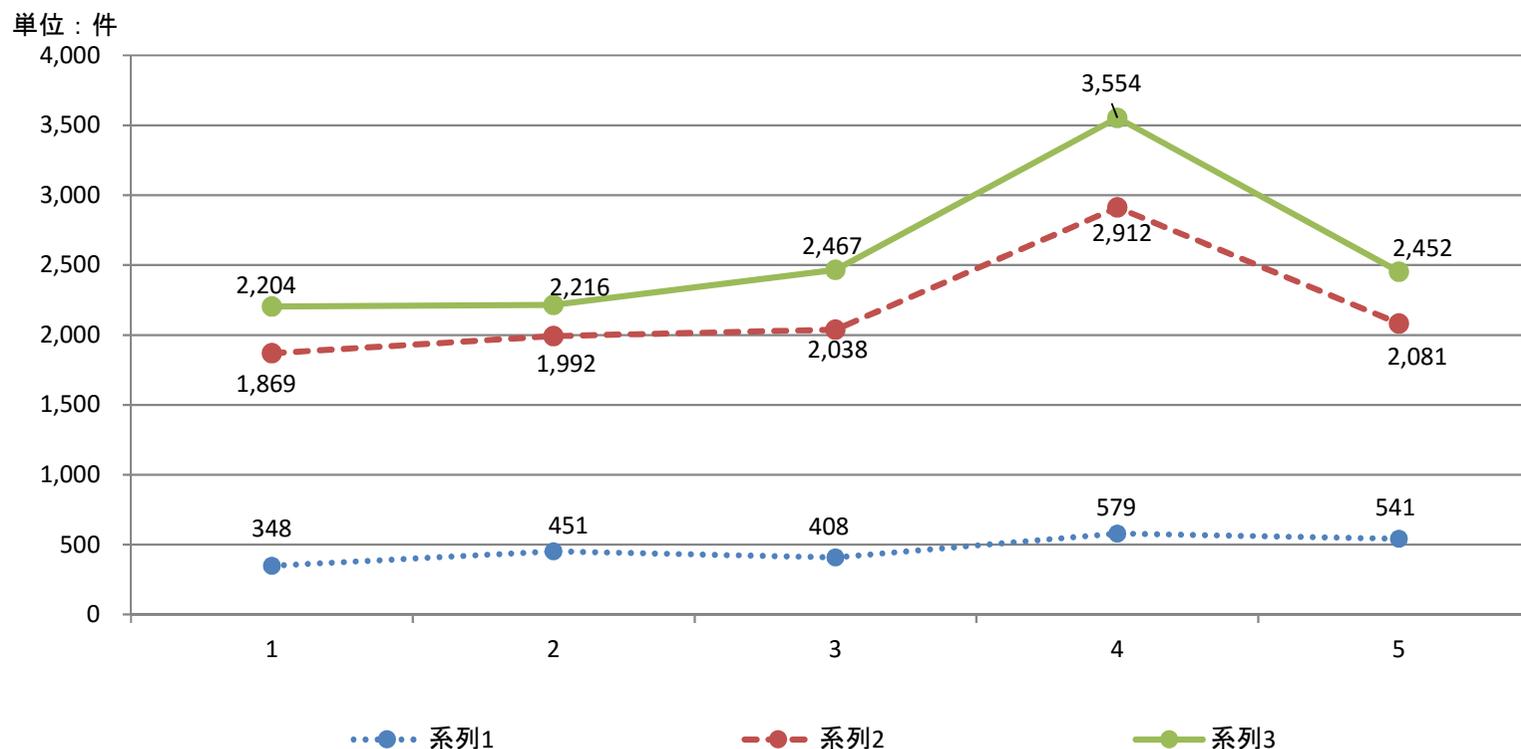
文部科学省



スポーツ庁

学校の管理下における熱中症事故件数の推移

● 近年の学校の管理下における熱中症事故は依然として高い傾向にある。



	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	348	451	408	579	541
中学校	1,869	1,992	2,038	2,912	2,081
高等学校等	2,204	2,216	2,467	3,554	2,452
計	4,421	4,659	4,913	7,045	5,074

※ 件数は、熱中症を発症した年度ではなく、給付した年度で集計しています。

(独立行政法人日本スポーツ振興センター調べ)

文部科学省における熱中症事故の防止（通知等①）

● 毎年暑くなり始める5月に全国の教育委員会等に熱中症事故の防止について依頼

熱中症事故の防止について、留意点をまとめましたので通知します。

2 教 参 学 第 1 号
令和2年5月27日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
各国公私立高等専門学校担当課長
各都道府県教育委員会専修学校主管課長
専修学校を置く各国立大学法人担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

殿

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長
三 好 圭

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局
教育課程課長
滝 波 泰

(印影印刷)

熱中症事故の防止について（依頼）

熱中症事故の防止については、例年、各学校において御対応いただいておりますが、別添1のとおり、昨年度も学校の管理下において5千件を超える熱中症事故が発生しており、児童生徒が死亡する事案も生じています。

また、特に、今年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休

通知(5月27日)(抜粋)

熱中症事故の防止について(依頼)

(前略)

また、特に、今年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休業の影響により、学校再開直後から暑くなり始める時期を迎える学校もあることに加え、児童生徒の学習の遅れを補うため、夏季休業期間を短縮したり、夏季休業期間中に登校日を設けたりする自治体や学校も考えられることから、その際の児童生徒等の健康確保に向けた取組に一層留意する必要があります。

(中略)

学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものですが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても発生しており、また、暑くなり始めや急に暑くなる日等の体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温(25～30℃)でも湿度等その他の条件により発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わずこの時期から熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずるようお願いします。

(中略)

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましいと考えられます。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう御対応ください。その際は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をお願いします。

なお、体育の授業及び運動部活動におけるマスクの着用は必要ありませんが、感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分に確保するなどの取扱いをしてください。

(後略)

文部科学省における熱中症事故の防止(通知等②)

● 6月下旬にも政府の熱中症予防強化月間(7月1日～8月31日)に併せて再度熱中症事故防止について依頼

「熱中症予防月間」における熱中症事故の防止について、留意点をまとめましたので、ご連絡します。

事務連絡
令和2年6月29日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各国公私立高等専門学校担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く各国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

熱中症事故の防止について

熱中症事故の防止については、「熱中症事故の防止について」(令和2年5月27日付け2教参学第1号)により周知しているところですが、政府においては、7月1日から8月31日を「熱中症予防強化月間」と設定し、熱中症の発生を大幅に減らすよう熱中症予防の取組を推進することとしています。

今年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休業の影響により、児童生徒の学習の遅れを補うため、夏季休業期間を短縮したり、夏季休業期間中に登校日を設けたりする自治体や学校も考えられることから、気温が特に上昇する7月及び8月においては児童生徒等の健康確保に向けた取組に一層留意する必要があります。

熱中症は、気温・湿度などの環境条件に配慮した運動の実践や、こまめに水分や塩分を補給し休憩を取ること、児童生徒等への健康観察など健康管理を徹底することによって防止することができます。関係の皆様においては、登下校中も

含めて、必要に応じて水分を補給できるよう水筒を持参させるなど、熱中症予防のための万全の対策を行うとともに、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、身体の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等をお願いします。

また、独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、熱中症予防について啓発パンフレット、DVD、児童生徒等への指導教材や教室や廊下などの掲示に使用できる教材カードなどを作成し、ホームページに掲載しています。さらに、環境省においては、熱中症予防情報サイトにおいて「熱中症環境保健マニュアル2018」や「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2020」等の熱中症対策普及啓発資料を提供しているほか、熱中症の予防に有効な暑さ指数(WBGT)のメール配信なども行っています。各学校等におかれては、本資料等を広く活用され、熱中症の予防に努められますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、体育を除く学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じ得ることから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましいと考えられますが、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう御対応ください。その際は、できるだけ身体的距離を保つこと、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいですが、熱中症も命にかかわる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させるようお願いいたします。

また、児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導をお願いします。登下校時には、人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すよう御対応ください。なお、具体的な取扱いについては、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.6.16Ver.2)(参考)等で示している内容を御参照願います。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校(専修学校を含む。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

文部科学省における熱中症事故の防止（通知等③）

● 関東甲信地方の1都8県において熱中症警戒アラートを試行することについて周知

環境省と気象庁より、熱中症予防対策に資する効果的な情報発信として、新たに、令和2年7月1日～同年10月28日に関東甲信地方の1都8県で「熱中症警戒アラート（試行）」の発表を、関東甲信地方において実施いたしますので、お知らせします。

事務連絡
令和2年6月24日

関係各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
関係各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く関係各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた関係各地方公共団体の学校設置会社担当課
関係各国公立高等専門学校担当課
関係各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く関係各国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
関係各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

熱中症警戒アラート（試行）の先行実施の詳細について

熱中症事故の防止については、令和2年5月27月付け文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長及び初等中等教育局教育課程課長通知「熱中症事故の防止について（依頼）」により通知したところですが、この度、別添のとおり熱中症警戒アラート（試行）の先行実施について気象庁及び環境省から熱中症警戒アラート（試行）の先行実施の詳細が発表されたことを踏まえ、下記の点について併せてお知らせしますので、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

関係各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び城内の市区町村教育委員会に対し、関係各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、関係各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた関係各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の関東甲信地方都県（茨

城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、山梨県）に所在する専修学校に対し、関係各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、城内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

記

○ 熱中症警戒アラート（試行）の先行実施について

本年7月1日より10月28日まで、関東甲信地方都県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、山梨県）に限り、環境省、気象庁共同の情報提供「熱中症警戒アラート（試行）」が先行実施されます。

従来、気温を基準として情報提供されていた高温注意情報を「暑さ指数（WBGT）」を用いた基準に置き換える取組です。

基準の変更の他、発表頻度等も変更し、熱中症対策における具体的な対策行動についてもお知らせすることで、熱中症の危険性が極めて高くなる暑熱環境が予測される場合に、国民に「気づき」を与え、予防行動を促すことを目的としたものです。

アラートは、熱中症の危険性が極めて高くなると予想される前日あるいは当日に、対象都県に対して発表されます。

該当地域におかれては、「熱中症警戒アラート（試行）」受信後、学校等に速やかに情報展開いただき、各学校における適切な対応（児童生徒等を涼しい屋内に誘導する、空調が設置されていない屋内及び屋外での運動や校外活動等の中止・延期等を検討する、必要に応じて臨時休業の設定等の柔軟な対応を行う等）を促していただくようお願いいたします。

※詳細は、別添資料を参照願います。

【本件担当】
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
電話：03-5253-4111（内線2966）
E-mail：anzen@mext.go.jp

文部科学省における熱中症事故の防止（通知等④）

●夏季の長期休業期間短縮に伴い学校給食を実施する場合の学校給食調理施設についても、熱中症の予防に係る配慮を依頼

事務連絡
令和2年6月25日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課
文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人事務局
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

夏期の学校給食施設における熱中症及び食中毒の予防について（周知）

標記について、厚生労働省から、別添のとおり周知依頼がありました。

今年度、夏季の長期休業期間を短縮して授業を行うとともに、学校給食を実施する場合は、学校給食調理員等の熱中症の予防について十分留意いただくようお願いいたします。

また、食中毒についても、日頃より「学校給食衛生管理基準」に基づいた取組を行っていただいているところですが、夏期における学校給食実施であることに鑑み、改めて学校給食調理場における衛生管理の徹底をお願いします。

なお、学校給食調理員等の熱中症対策については、令和2年度2次補正予算において「学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援経費」を計上しておりますので、こちらの活用も併せて御検討ください。

については、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、城内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の小学校、中学校、中等教育学校、夜間課程を置く高等学校、特別支援学校及び学校法人に対して、各指定都市教育委員会及び各国公立大学法人におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社を通じて設置する小学校に対し周知くださるようお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課学校給食係
電話:03(5253)4111(内線2694)
E-Mail:shoku@next.go.jp

写

別添

厚生食監発0624第2号
基安勞発0624第1号
令和2年6月24日

文部科学省 初等中等教育局健康教育・食育課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
労働基準局安全衛生部労働衛生課長

夏期の学校給食施設における熱中症及び食中毒の予防について（周知等依頼）

日頃より厚生労働行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等において臨時休業を行い、標準授業時数を下回った場合、授業時数確保のために長期休業期間を短縮することも可能である旨、貴省から見解が示されているところであり、例年は開校していない夏期に学校給食の提供が行われることも想定されます。

気温の高い日が続くこれからの時期において、大量の調理を行うことによる熱と蒸気が発生する学校給食調理場においては、熱中症及び食中毒の予防に係る特段の配慮が必要になります。

厚生労働省では、職場における熱中症予防に関して、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」（参考参照）を実施しておりますところ、貴省におかれましては、上記キャンペーンの内容を関係機関等に周知いただくとともに、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等の熱中症の予防法が徹底されるよう特段のご配慮をお願いします。

また、学校給食施設においては、日頃から、貴省所管の「学校給食衛生管理基準」（平成21年文部科学省告示第64号）に基づき衛生管理を実施しているものと承知していますが、夏期における給食実施であることに鑑み、施設及び設備の衛生管理や学校給食従事者の衛生管理等に加え、高温多湿の時期における細菌の増殖等防止への配慮や加熱が必要な食品の十分な加熱、原材料及び調理後の食品の温度管理、調理から給食までの時間管理等をより一層徹底し、食中毒の予防に努めていただきますよう、関係機関等への御指導方よろしく申し上げます。

文部科学省における熱中症事故の防止(啓発資料や周知)

- 熱中症の予防や応急措置等についてまとめたパンフレット等を全国の教育委員会等に周知

学校において熱中症の予防や児童生徒等が熱中症にかかった場合の対応が的確に行われるよう、熱中症の予防や応急措置等についてまとめたパンフレット等を全国の教育委員会、学校、中体連及び高体連等に周知。日本スポーツ振興センターのホームページに掲載やスポーツ庁SNSでも注意喚起。

【熱中症を予防しようパンフレット及びDVD】

【学校屋外プールにおける熱中症対策パンフレット】



文部科学省における熱中症対策(空調設備)

● 公立小中学校等の空調設置に対し国庫補助により支援 (下記は令和3年度概算要求資料)

公立学校施設の整備

令和3年度要求・要望額 1,295億円 + 事項要求
(前年度予算額 695億円、臨時・特別の措置 470億円、補正予算額 57億円)



新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現～令和時代の学校施設のスタンダード～

- ◆ 学校施設は我が国の将来を担う児童生徒の学習・生活の場であり、より良い教育活動を行うためには、その安全性・機能性の確保は不可欠。
- ◆ ポストコロナの「新たな日常」の実現に向けて、学校においても感染症対策と児童生徒の健やかな学びの保障を両立していくことが必要。

令和時代の学校施設のスタンダード

1 「新しい生活様式」も踏まえ、健やかに学習・生活できる環境の整備

- 空調設置 (教室、給食施設)
- トイレの洋式化・乾式化
- 給食施設のドライシステム化

2 個別最適な学びを実現する施設環境の整備

- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 一人一台端末環境への対応
- 少人数指導体制への対応 <事項要求>

3 多様な学習活動に対応する施設環境の整備

- 施設の複合化・共有化と有効活用
- オープンスペースや少人数学習に対応するための内部改修

防災・減災、国土強靱化 <事項要求>

災害・事故等から子供たちの生命を守る

- 子供たちの生命を守り、地域の避難所となる安全・安心な教育環境の実現 (体育館の空調設置、防災機能強化等)
- 計画的・効率的な長寿命化を図る老朽化対策 (長寿命化改修へのシフト、公的ストックの最適化)

体育館の断熱性を確保し空調を設置
避難所機能としても有効活用

バリアフリー化により
誰もが安心して学べる場に

普通教室・特別教室に空調を設置し、
子供たちの安全な教育環境を確保

トイレを洋式化・乾式化し、衛生環境を確保

ドライシステム化され、空調が整備
された給食施設
災害時にも有効活用 (都市ガス、
プロパンガスの2WAY化など)

一人一台端末環境のもと
個別最適な学びの環境を整備

具体的な支援策

- 制度改正：複合化施設の一部補助対象化、廃校施設の撤去費補助拡充、バリアフリー化工事への補助拡充、給食施設の空調設置 等
- 単価改定：対前年度比 +9.1%
- 実践研究：「新しい時代の学び」対応型学校の先導的モデルの開発支援
- 好事例の横展開：先進事例の発掘、表彰制度の創設等

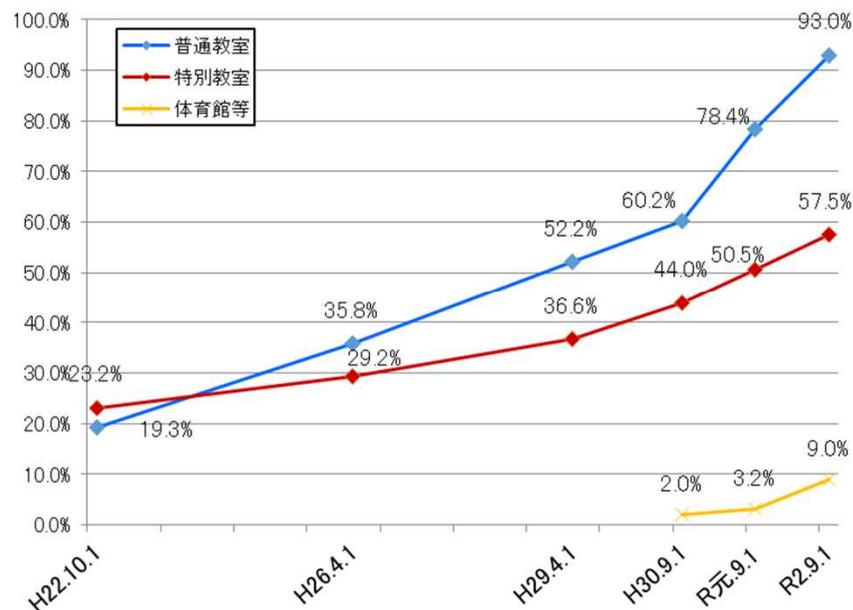
文部科学省における熱中症対策(空調設備)

●令和2年における公立小中学校等の普通教室の空調設置率は93.0%

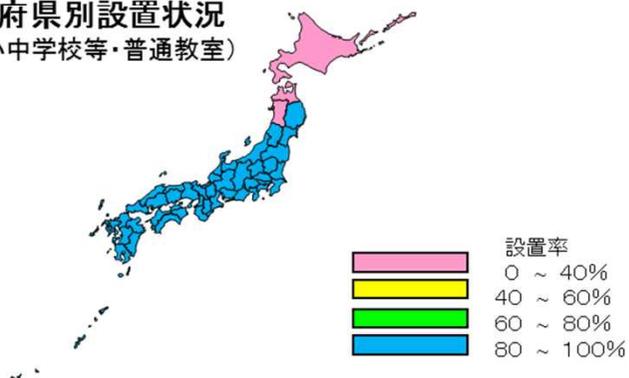
【空調(冷房)設備^{※1}の設置状況】令和2年9月1日時点

学校種 ^{※2}	室の種類	保有室数	うち設置済室数	設置率	R元年調査(上昇率)
小中学校等	普通教室	426,414	396,567	93.0%	78.4% (+14.6%)
	特別教室	401,406	230,890	57.5%	50.5% (+7.0%)
	体育館等	36,004	3,237	9.0%	3.2% (+5.8%)

公立小中学校等の空調(冷房)設備設置状況の推移



都道府県別設置状況
(公立小中学校等・普通教室)

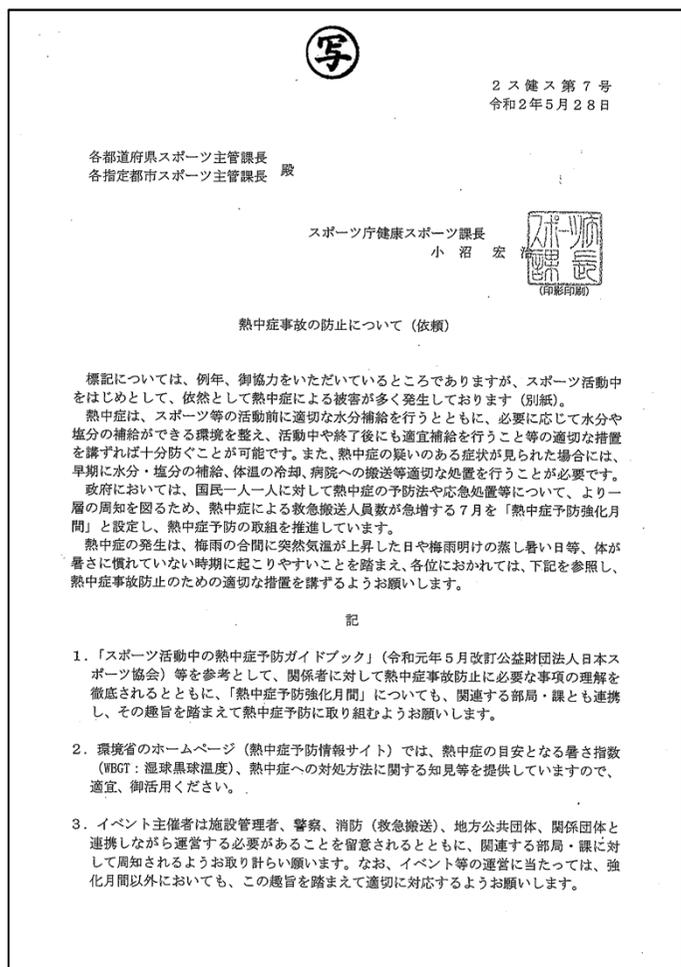


- ・普通教室の設置率は93%となり、多くの学校設置者で設置がすすめられた。
- ・特別教室や体育館については、引き続き環境整備が必要。

スポーツ庁における熱中症事故の防止（通知等）

毎年暑くなり始める5月に熱中症事故の防止について依頼

熱中症事故防止について(依頼)



【依頼先】

各都道府県スポーツ主管課長
各指定都市スポーツ主管課長
公益財団法人日本オリンピック委員会事務局
公益財団法人日本スポーツ協会事務局

【新型コロナウイルス感染拡大の予防に関し追記】

●主な内容

- ・運動・スポーツを行う際には、三つの密のいずれかに該当する場所を極力避け、例えば公園等ですいた時間、場所をえらんで実施
- ・運動・スポーツを行う場合のマスクの着用は、運動・スポーツを行う方が判断
- ・マスクを着用して運動やスポーツを行う場合は、体温を下げにくくなって熱中症になりやすくなることを注意喚起
- ・息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても注意喚起

●参考情報

- ・スポーツ庁HP
「新型コロナウイルス感染対策 スポーツ・運動の留意点と、運動事例について」
「スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて」
- ・厚生労働省HP
「新型コロナウイルス感染症について」
「令和2年度の熱中症予防行動の留意点について」

スポーツ庁における熱中症事故の防止（スポーツ指導者向け資料）

「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」を作成し、全国のスポーツ指導者等に配布

スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック



日本スポーツ協会指導者養成・研修事業で配布

【対象】

コーチ
上級コーチ
ジュニアスポーツ指導員
スポーツプログラマー
スポーツドクター
アスレティックトレーナー
クラブマネジャー

地域に普及

スポーツ少年団

地域スポーツ